

入札参加にあたっての留意事項の一部改正について

入札参加にあたっての留意事項（平成21年4月1日施行）の一部を次のとおり改正する。

（新旧対照表のとおり）

入札参加にあたっての留意事項の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>12 労働保険制度及び建設労災補償制度への加入等について</p> <p>建設労働者の労働福祉の向上を図るため、労働者災害補償保険法による労働保険制度（以下「労災保険」という。）への加入はもとより、この法定労災補償制度を補完する法定外労災補償制度へ加入する必要があります。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>12 労働保険制度及び建設労災補償制度への加入等について</p> <p>建設労働者の労働福祉の向上を図るため、労働者災害補償保険法による労働保険制度（以下「労災保険」という。）への加入はもとより、この法定労災補償制度を補完する法定外労災補償制度へ加入する必要があります。</p> <p>(1) 工事請負契約を締結した場合は、工事着手届に労働基準監督署長が発行した労働保険加入済証を添付すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>